

2025年3月26日

No.24013

お客さま各位

(お願い) BUP(コンテナ単位)貨物の搬入における注意事項について

平素より JALCARGO をご利用いただき誠にありがとうございます。

航空貨物代理店の皆さまより搬入いただいております BUP(コンテナ単位)貨物について、搬入時における注意事項をリマインドさせていただきます。先般よりお願いをさせていただいております無申告危険物の輸送防止に加え、航空機の安全運航に影響を及ぼす可能性がある品目の混入防止を徹底いただきたく存じます。

安全な航空輸送の堅持に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 依頼事項

「BUP(コンテナ単位)貨物の搬入における注意事項について」をご確認いただき、BUP 貨物に入れることができない品目および WET 貨物の受託要件を順守のうえ、BUP 貨物を搬入いただくようお願いいたします。

2. その他

BUP 貨物に入れることができない品目につきましても、一部を除き一般(バラ)貨物としてお預かりさせていただくことが可能です。

以上



**(国内貨物)航空貨物代理店のみなさまへ
「BUP(コンテナ単位)貨物の搬入における注意事項について」**

日本航空株式会社

2025/3/26



JAPAN AIRLINES

BUP貨物の受託について



JAPAN AIRLINES

コンテナでの搬入に限り、BUP(コンテナ単位)貨物をお預かりさせていただいております。以下に示すものはBUP貨物としてお預けいただくことはできませんので、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

【BUPに入れることができない品目】

*が付いている品目を除き一般(バラ)貨物としてお預けいただけます

- ・ 梱包(集合梱包を含む)1個あたり150kgを超えるもの
- ・ 以下の形状の貨物
 - a. 転倒し易いもの(ドラム缶、筒状容器 等)
 - b. 尖ったもの
- ・ 危険物

※IATA Dangerous Goods Regulations
9.1.4.1で認められたものを除く

- ・ WET貨物
※次ページで示す受託要件を満たす場合は
受託可能です
- ・ 外交文書、外交貨物

↓ドラム缶

↓危険物



- ・ 動物
- ・ 貴重品
- ・ 電源を入れた状態の電子機器
※許可済み電子機器リスト(JALCARGO Webサイト内)に
掲載の機器を除く
- ・ ご遺体およびご遺骨
- ・ 銃砲刀剣類
- ・ その他一般貨物としてお預けいただけないもの*

BUPにおけるWET貨物の受託について



JAPAN AIRLINES

WET貨物とは

梱包に液体を含む貨物

または性質上多量の液体を含む生鮮貨物

↓WET貨物の代表例(生鮮魚介類)



受託要件

液体漏洩による航空機への損傷を防ぐため、
コンテナ内で以下の対応を実施ください。

- (1)吸水シートおよびビニールシートを使用し
防水処置を施す。
- (2)鮮魚等で梱包内に水や氷が入る場合、
防水パンを使用する。 ↓防水パンに入ったWET貨物

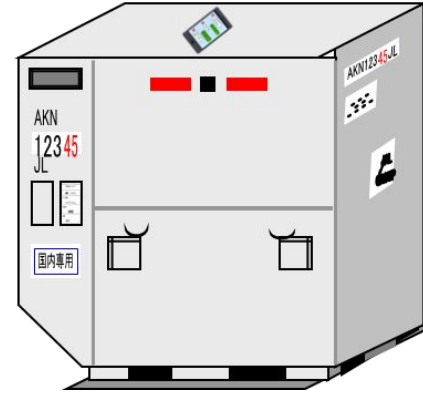
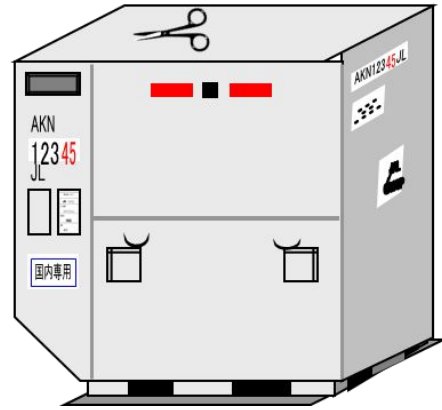


コンテナ上部への不要物の残置について



JAPAN AIRLINES

コンテナ上部やフォークエントリー内部に、ハサミやナイフ、電子機器などの不要物が残置された状態でコンテナが搬入されるケースが発見されています。



以下のポイントにご留意のうえ、BUPを取り扱っていただくようお願いいたします。

- ・ 作業中、コンテナ上部やフォークエントリー内部に不要物を置かない
- ・ 作業終了後、携帯電話や作業に使用する物品などが残置されていないことを確認する



みんなで守ろう空の安全！！！！

